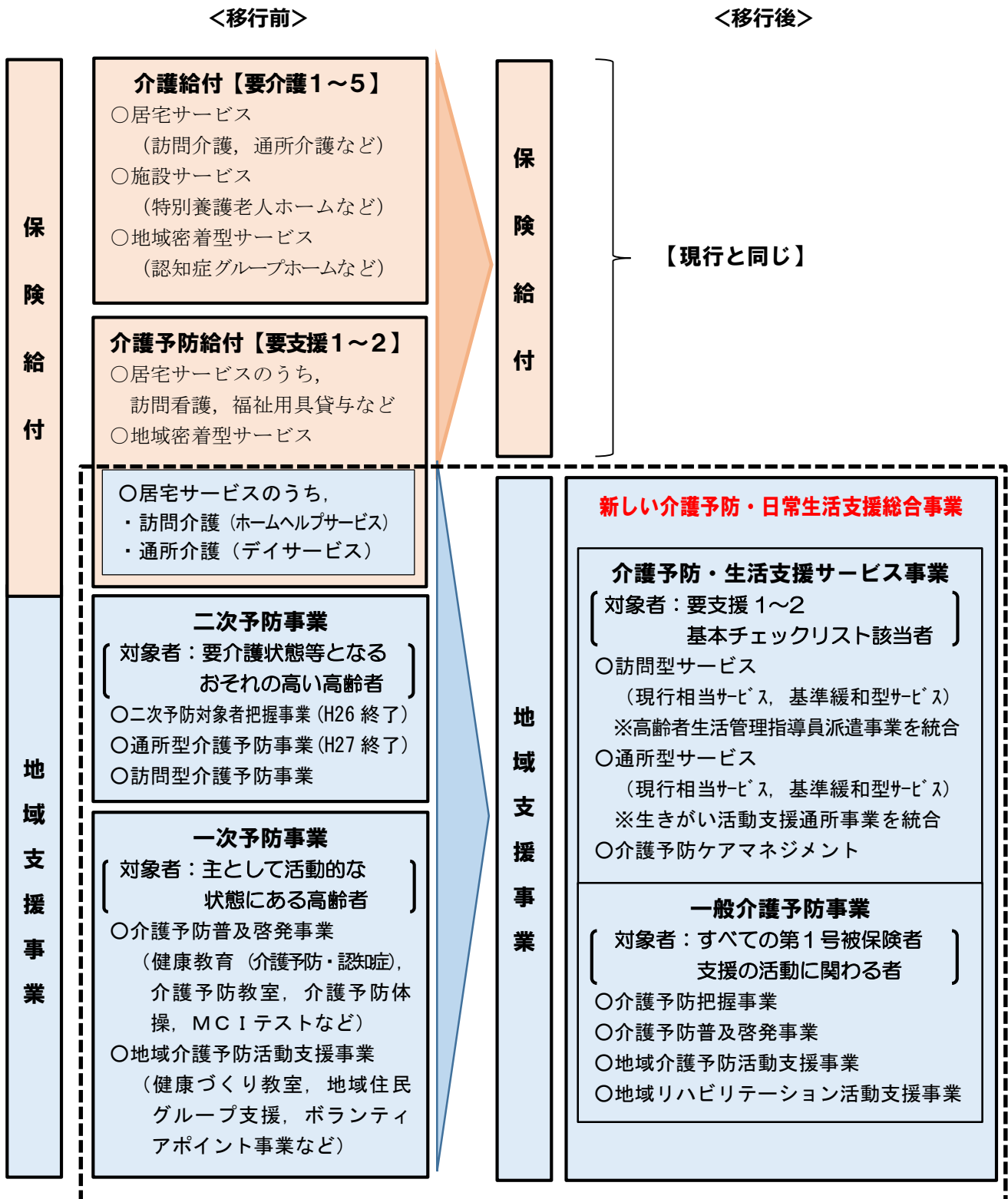


3 本市の新しい総合事業の内容

(1) 新しい総合事業の構成図



(2) 介護予防・生活支援サービス事業

(ア) 訪問型・通所型サービス

訪問型サービス		
種別	国基準訪問型 (現行の介護予防訪問介護に相当)	訪問型A (基準緩和型サービス)
内容	身体介護または身体介護を伴う生活援助	生活援助のみ
利用者の状態像	・身体機能や認知機能の低下等があり、身体介護などの専門的支援を必要とする方 ・既に訪問介護を利用中で、利用継続を必要とする方	・身体介護を必要としない、日常の掃除・洗濯などの家事支援のみ必要とする方
サービス提供者	指定介護サービス事業者の訪問介護員 (介護福祉士、介護職員初任者研修の修了者等)	指定介護サービス事業者の訪問介護員および一定の研修修了者 ※「一定の研修修了者」とは、市が指定する旧ヘルパー3級に準じる研修の修了者
費用単価	現行の介護報酬単価と同額(月額包括報酬) ・週1回程度 11,680円/月 ・週2回程度 23,350円/月 ・週3回程度 37,040円/月 ※加算・減算も現行どおりとする。	単価報酬 ・1回 2,220円 1回60分・週2回まで 【例】 ・週1回 8,880円/月 ・週2回 17,760円/月 ※特別地域加算・小規模事業所加算・中山間地域等提供加算・同一建物利用者減算を適用する。
利用者負担	定率(負担割合証の割合 1割または2割)	定率(負担割合証の割合 1割または2割)
実施方法	事業者指定	事業者指定
指定基準	現行の指定基準(市条例)と同様の基準を設定	国のガイドラインにより人員・運営基準を緩和

通所型サービス		
種別	国基準通所型 (現行の介護予防通所介護に相当)	通所型C (基準緩和型サービス)
内容	日常生活上の介護および機能訓練	運動器機能や口腔機能向上の訓練 (3～6か月の短期間で実施)
利用者の状態像	・身体機能や認知機能の低下等があり、通所介護などの専門的支援を必要とする方 ・既に通所介護を利用中で、利用継続を必要とする方	・運動器や口腔機能の低下等があり、一定期間機能訓練を受けることにより、機能の維持・改善が見込まれる方
サービス提供者	指定介護サービス事業者	指定介護サービス事業者
費用単価	現行の介護報酬単価と同額(月額包括報酬) ・要支援1 16,470円/月 ・要支援2 33,770円/月 ・事業対象者(週1回) 16,470円/月 ・事業対象者(週2回) 33,770円/月 ※加算・減算も現行どおりとする。	単価報酬 ・1時間 1,400円 ・送迎加算 470円(片道) 運動:週1回 1時間または2時間 口腔:月1～2回 1時間 【例】 ・運動を週1回・2時間・送迎無し 11,200円/月 ・運動を週1回・2時間・送迎有り 14,960円/月 ※中山間地域等提供加算・送迎加算・定員超過利用減算・介護職員欠員減算を適用する。
利用者負担	定率(負担割合証の割合 1割または2割)	定率(負担割合証の割合 1割または2割)
実施方法	事業者指定	事業者指定
指定基準	現行の指定基準(市条例)と同様の基準を設定	国のガイドラインにより人員・運営基準を緩和

(イ) 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメント		
種 別	ケアマネジメント（原則的）	ケアマネジメント（初回のみ）
内 容	利用者の介護予防および自立支援を目的として、心身その他の状況に応じて、本人の選択により適切なサービスが提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う。	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事業所のサービスを利用する方 ・その他地域包括支援センターが必要と判断する方 	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントの結果、指定事業所以外のサービスや一般介護予防事業、介護保険制度外のサービス等を利用する方
実施方法	アセスメント→サービス担当者会議→ケアプラン作成→モニタリング、給付管理	アセスメント→ケアマネジメント結果作成（初回のみ実施）
費用単価	現行の予防支援費と同額 （4,300 円／月） ※加算も現行どおりとする。	現行の予防支援費と同額 （4,300 円／月、初月のみ） ※加算は設定しない。
利用者負担	な し	
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業対象者本人が居住する「高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センター」が実施 ・地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託可 	

(3) 一般介護予防事業

一般介護予防事業		
種 別	(1) 介護予防把握事業	(2) 介護予防普及啓発事業
内 容	閉じこもり等の何らかの支援を要する方を早期に把握し、介護予防活動へつなげる。	介護予防に関する基本的な知識の普及啓発や、これに資する健康教育、介護予防教室等を開催し、地域における自発的な介護予防活動の育成および支援を行う。
実施方法	高齢者見守りネットワーク事業(※)や地域包括支援センターでの総合相談支援業務等により、対象者の把握に努める。 (※)介護サービス等の未利用者や民生委員との関わりがない等の者に対して、地域包括支援センターが訪問、実態把握を行い、必要に応じて介護サービス利用や定期的な見守り等につなげる事業	(H28 年度実施事業) ①町会や老人クラブ等に対する介護予防や認知症に関する健康教育 ②各種介護予防教室の開催 ア) 転倒骨折予防 イ) マシントレーニング ウ) 水中運動 エ) 認知機能低下予防 オ) 口腔機能向上 カ) 東部地域への出張型教室 ③ご当地体操の制作および普及啓発 ④軽度認知障害 (MCI) スクリーニングテスト ※H29 年度以降も、各事業の実施について検討

一般介護予防事業

種 別	(3) 地域介護予防活動支援事業	(4) 地域リハビリテーション活動支援事業
内 容	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。	ケアマネジメントや地域の介護予防活動等へのリハビリテーション専門職(※)の関与を促進し、地域における介護予防の機能強化を図る。 (※)理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士を想定
実施方法	(H28 年度実施事業) ①介護予防や認知症予防等に取り組む住民の自主グループ活動を支援 ②骨コツ貯筋くらぶ事業(東部地域対象) ③介護支援ボランティアポイント事業 ④高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(地域包括支援センターによる健康づくり教室の開催および自主活動化への支援) ※H29 年度以降も各事業の実施について検討するほか、通いの場の拡充に向けて検討	(今後実施を検討) ①アセスメント時やサービス担当者会議等におけるケアマネジメントの支援 ②地域住民や介護職員等への介護予防に関する技術的助言

(4) 新しい総合事業のサービスの流れ

